

自己資本の充実の状況

●定性的な開示事項について

(1)自己資本調達手段

- 自己資本額は当組合が内部留保として積み立てているものと地域のお客様による出資金にて調達しています。

(2)自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- 自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率はもちろんのことTier 1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当組合では、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。
- 一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による積み上げを第一義的な施策として考えております。
- ※「エクスポージャー」・・・リスクに晒されている資産を指し、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

(3)信用リスクに関する事項

- 信用リスクの評価は、小口多数取引の推進による分散のほか与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。
- 個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣も参加した融資審議会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。
- 信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却引当計上基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。
- ※信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失をうけるリスクのことをいいます。

(4)リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付け機関※

- リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付け機関は㈱格付投資情報センター（R&I）を採用しております。
- ※エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付け機関等の名称

(5)信用リスクの削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するため、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済資源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。
- また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへ十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。
- 信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、当組合が定める事務規程等により適切な事務取扱ならびに適正な評価・管理を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、この取り扱いについては当組合が定める事務規程等により適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(6)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続き

- 派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

(7)証券化エクスポージャーに関する事項

- 証券化取引は行っておりません。

(8)オペレーショナル・リスクに関する事項

- 事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。
- システムリスクについては、「システム・リスク管理規程」に基づき管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。
- その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及びセキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。
- 事務部がオペレーショナル・リスクのモニタリング・分析を行い、四半期毎にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- オペレーショナルリスク相当額の算出は、基礎的手法を採用しております。
- ※オペレーショナル・リスクとは、業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれております。

(9)市場リスクに関する事項

- 上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価等によりリスクを計測し、当組合が抱える市場リスクなどの状況を定期的に報告しております。非上場株式については、当組合が定める「資金運用規程」などに基づいて運用・管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券に係る会計規程」及び日本証券業協会の「有価証券時価細則」に従った適切な処理を行っております。
- 企画財務部が市場リスクのモニタリング・分析を行い、四半期毎にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- ※市場リスクとは、金利・為替・株式などの相場が変動することによって、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいいます。

(10)金利リスクに関する事項

- 金利リスクの管理方法は、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した収益シミュレーションによる収益への影響などを定期的に計測し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
- 企画財務部が金利リスクのモニタリング・分析を行い、四半期毎にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- ※金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響のことをいいます。

- 金利リスク算定の根拠

計測手法	<input type="checkbox"/> ラダー方式を採用しています
対象	<input type="checkbox"/> 流動性預金全般（当座・普通預金等）
算定方法	<input type="checkbox"/> ①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高 ③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
満期	<input type="checkbox"/> 5年以内（平均2.5年）
金利感応資産負債	<input type="checkbox"/> 預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック幅	<input type="checkbox"/> 200BP平行移動
リスク計測の頻度	<input type="checkbox"/> 四半期毎(3、6、9、12月末基準)

資料編

I. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	平成24年度
(自己資本)	
出資金	3,941
非累積的永久優先出資	-
優先出資申込証拠金	-
資本準備金	-
その他資本剰余金	-
利益準備金	1,722
特別積立金	2,810
繰越金(当期末残高)	101
その他	-
基本的項目 (A)	8,575
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	182
一般貸倒引当金	949
補完的項目不算入額	△ 170
補完的項目 (B)	962
自己資本総額 (C)=(A)+(B)	9,537
控除項目不算入額	-
控除項目計 (D)	-
自己資本額 (E)=(C)-(D)	9,537
(リスク・アセット等)	
資産(オン・バランス)項目	116,399
オフ・バランス取引等項目	190
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	8,139
リスク・アセット等計 (F)	124,728
単体Tier1比率 (A/F)	6.87%
単体自己資本比率 (E/F)	7.64%

(注)「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

(単位：百万円)

項目	平成25年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定の額	9,185	-
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,948	-
うち、利益剰余金の額	5,284	-
うち、外部流出予定額(△)	47	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	929	-
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	929	-
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	182	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,297	-
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	56
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	56
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に 関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に 関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に 関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に 関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-	-
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	10,297	-
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	119,732	-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合 計額	△ 425	-
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング ・ライツに係るものを除く。)	56	-
うち、繰延税金資産	-	-
うち、前払年金費用	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 887	-
うち、上記以外に該当するものの額	405	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して 得た額	8,004	-
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	127,736	-
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	8.06%	-

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく「開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

資料編

Ⅱ. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計※1	116,589	4,663	119,732	4,789
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとの エクスポージャー※2	116,589	4,663	120,157	4,806
(i) ソブリン向け	2,082	83	2,159	86
(ii) 金融機関向け	12,152	486	12,487	499
(iii) 法人等向け	14,825	593	14,496	579
(iv) 中小企業等・個人向け	15,523	620	16,350	654
(v) 抵当権付住宅ローン	4,740	189	4,320	172
(vi) 不動産取得等事業向け	58,419	2,336	60,785	2,431
(vii) 三月以上延滞等	2,960	118	2,069	82
(viii) 出資等			117	4
出資等のエクスポージャー			117	4
重要な出資のエクスポージャー			-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段の うち対象普通出資等に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー			1,252	50
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等 であってコア資本に係る調整項目の額 に算入されなかった部分に係るエク スポージャー			1,232	49
(xi) その他	5,885	235	4,884	195
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入され るものの額			461	18
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエ クスポージャーに係る経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されなかったものの額			△ 887	△ 35
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額			-	-
⑥中央清算機関関連エクスポージャー			-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	8,139	325	8,004	320
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	124,728	4,988	127,736	5,109

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
国 内	221,866	225,070	150,379	150,455	9,002	8,591	-	-	3,416	2,367
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	221,866	225,070	150,379	150,455	9,002	8,591	-	-	3,416	2,367
製 造 業	13,554	14,293	13,549	14,289	-	-	-	-	22	26
農 業、林 業	2	1	2	1	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	16,266	16,358	16,257	16,354	-	-	-	-	363	272
電気・ガス・熱供給・水道業	175	171	175	171	-	-	-	-	0	0
情 報 通 信 業	215	303	208	297	-	-	-	-	6	0
運 輸 業、郵 便 業	2,225	2,457	2,224	2,457	-	-	-	-	0	0
卸 売 業・小 売 業	8,594	8,099	8,590	8,091	-	-	-	-	289	177
金 融・保 険 業	59,485	64,161	3,121	3,615	1,900	2,100	-	-	44	0
不 動 産 業	64,489	68,441	64,426	68,396	-	-	-	-	1,595	1,051
物 品 賃 貸 業	668	253	668	253	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,644	1,623	1,643	1,622	-	-	-	-	0	0
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	1,996	1,575	1,994	1,573	-	-	-	-	81	40
生活関連サービス業、娯楽業	2,973	3,205	2,971	3,204	-	-	-	-	1	1
教 育、学 習 支 援 業	0	-	0	-	-	-	-	-	0	-
医 療・福 祉	170	53	170	53	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	6,424	5,878	6,416	5,875	-	-	-	-	127	50
そ の 他 の 産 業	354	349	354	349	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	7,116	6,504	-	-	7,102	6,491	-	-	-	-
個 人	27,661	23,885	27,604	23,849	-	-	-	-	882	745
そ の 他	7,847	7,451	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	221,866	225,070	150,379	150,455	9,002	8,591	-	-	3,416	2,367
1年以下	53,990	53,465	25,823	29,979	2,398	1,267	-	-	-	-
1年超 3年以下	32,954	31,490	12,230	10,686	3,073	3,003	-	-	-	-
3年超 5年以下	14,291	23,830	9,780	11,113	1,011	2,117	-	-	-	-
5年超 7年以下	24,998	29,773	22,479	28,066	2,518	1,706	-	-	-	-
7年超 10年以下	19,183	10,483	19,183	9,987	-	496	-	-	-	-
10年超	57,985	58,485	57,985	58,485	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	10,225	9,757	2,895	2,137	-	-	-	-	-	-
そ の 他	8,237	7,784	-	-	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	221,866	225,070	150,379	150,455	9,002	8,591	-	-	-	-

(注)1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3.上記の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、無形固定資産等の資産が含まれています。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成24年度	1,239	949	-	1,239	949
	平成25年度	949	929	-	949	929
個別貸倒引当金	平成24年度	1,519	2,286	155	1,363	2,286
	平成25年度	2,286	2,110	215	2,071	2,110
合計	平成24年度	2,758	3,235	155	2,603	3,235
	平成25年度	3,235	3,039	215	3,020	3,039

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		平成24年度	平成25年度
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度		
製造業	29	10	10	18	29	10	10	18	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	481	728	728	521	481	728	728	521	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業・小売業	86	90	90	108	86	90	90	108	-	-
金融・保険業	123	4	4	-	123	4	4	-	-	-
不動産業	174	601	601	565	174	601	601	565	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	147	147	125	-	147	147	125	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	22	21	21	7	22	21	21	7	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	69	81	81	82	69	81	81	82	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	14	62	62	50	14	62	62	50	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	513	537	537	632	513	537	537	632	-	-
合計	1,519	2,286	2,286	2,110	1,519	2,286	2,286	2,110	-	-

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウエイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	20,688	-	18,547
10%	-	20,028	-	20,718
20%	-	58,780	-	62,960
35%	-	13,604	-	12,403
50%	-	1,321	-	933
75%	-	22,819	-	23,730
100%	-	83,360	-	84,193
150%	-	1,262	-	836
250%	-	-	-	746
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	-	221,866	-	225,070

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウエイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

資料編

〔3〕信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー		3,252	2,907	1,585	923	-	-

(注)1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構により保証されたエクスポージャー)を含みません。

〔4〕派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

〔5〕証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

〔6〕出資等エクスポージャーに関する事項

イ.貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	7	7	7	7
非 上 場 株 式 等	1,205	1,205	1,205	1,205
合 計	1,212	1,212	1,213	1,213

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式に含めて記載しています。

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ございません。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で確認されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
評 価 損 益	△ 1	△ 0

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で確認されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二.貸借対照表及び損益計算書で確認されない評価損益の額

該当ございません。

〔7〕金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	378	385

(注)金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、金利ショックを200BP(市場金利が上下に2%変動した時に受ける金利リスク量)として金利リスクを算出しております。